

全国健康保険協会管掌健康保険
「被保険者に対する特定保健指導業務」の委託機関の募集について

1. 委託業務概要

全国健康保険協会管掌健康保険群馬支部における被保険者に対する特定保健指導業務を委託して行うもので、「全国健康保険協会健康保険 被保険者に対する特定保健指導業務委託実施要領」を基本とします。

2. 委託要件及び委託契約期間

委託契約は全国健康保険協会群馬支部長と選定基準を満たした機関との間に「特定保健指導委託契約書」に基づき締結します。

なお、委託期間は、契約締結日から翌年 3 月 31 日までとします。

3. 選定基準

「全国健康保険協会管掌健康保険 被保険者に対する特定保健指導業務委託実施要領」の「2 受託要件」（以下のとおり）をすべて満たしていることとします。

ア 「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 16 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」（平成 25 年厚生労働省告示第 92 号）第 2 「特定保健指導の外部委託に関する基準」を満たしていること。

また、業務の一部を他の実施機関に委託する場合には、協会支部の指定する様式により申請を行い、事前に承認を得ること。

なお、受託機関は、協会支部から承認を得た再委託先機関情報に変更が生じた場合は、速やかに協会支部に届け出ること。

イ 高確法及びその他関係法令を遵守し、「手引き」及び「標準プログラム」に則って特定保健指導を実施できること。

ウ 特定保健指導業務において、LINE 等の SNS(ソーシャルネットワークサービス)を用いる場合は、情報提供などの広報業務等、“公表されている情報”に限ったものとする。

エ 契約締結日から起算して、前 2 年以内に交換所による取引停止処分を受けていないこと又は前 6 か月以内に手形若しくは小切手の不渡り事故を出していないこと。

オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）上の更生手続開始の申立てをした者にあつては、契約締結日までに同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていること。

カ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）上の再生手続開始の申立てをした者にあ

っては、契約締結日までに同法に基づく裁判所による再生手続開始決定がなされていること。

キ 社会保険に関する実績が良好であること。

ク 特定保健指導の結果については、協会支部が指定する仕様に従い、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データを作成し、電子データを格納したファイルを収録した電子媒体（CD-R）によって提出が可能であること。

ケ 個人情報の管理は、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）等関連法令のほか、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等の遵守を徹底していること。

コ 保健指導機関番号を取得していること。ただし、自社の従業員にのみ実施する場合はこの限りではない。

4. 提出書類

- (1) 被保険者に対する特定保健指導受託申請書（様式 1）
- (2) 被保険者に対する特定保健指導業務実施計画書（様式 2）
- (3) 被保険者に対する特定保健指導実施機関調査票（様式 3）
- (4) 特定保健指導従事者名簿（様式 4）
- (5) 見積書（様式 5）
- (6) 継続的な支援の再委託申請書（様式 6）
- (7) 医療情報システムに係る個人情報の安全管理対策チェックシート（様式 7）
- (8) 当機関の個人情報保護取扱いに関する規程、責任者等の管理体制
- (9) 当機関の保健指導マニュアル
- (10) 当機関の施設内の図面
- (11) 直近 1 年分の健康保険料・厚生年金保険料の納入が確認出来る書類

※「被保険者に対する特定保健指導業務委託受託申請書」等、契約に必要な書類を送付いたしますので、協会けんぽ群馬支部までご連絡ください。

5. 受付期間

随時受付（受付時間 8：30 から 17：15 ※土日・祝日は除く）

6. 提出・問い合わせ先

〒371-8516 前橋市本町 2-2-12

全国健康保険協会群馬支部 保健グループ

電話 027-219-2100（音声案内②） ※FAX での提出は不可

7. その他

- (1) 提出された書類一式は、返却できませんのでご了承ください。
- (2) 本事業応募に係る提出書類作成及び提出等に要する費用はすべて受託者の負担とします。